

給実甲第1262号

令和2年1月29日

人事院事務総長

給実甲第660号の一部改正について（通知）

給実甲第660号（単身赴任手当の運用について）の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月14日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
規則第2条関係	規則第2条関係
1 （略）	1 （略）
2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。	2 規則第2条第5号の「前各号に類する事情」は、次に掲げる事情とする。
一～五 （略）	一～五 （略）
六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（前項各号に	六 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（前項各号に

掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者、給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であった者又は港湾法（昭和25年法律第218号）第43条の29第1項若しくは民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第78条第1項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては、検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号及び次号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。

掲げる住宅を含み、職員がかつて在勤していた官署（検察官であった者、給与法第11条の7第3項に規定する行政執行法人職員等（以下「行政執行法人職員等」という。）であった者又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第78条第1項に規定する国派遣職員（以下「国派遣職員」という。）であった者から引き続き俸給表の適用を受ける職員となった者にあつては、検察官、行政執行法人職員等又は国派遣職員としての在職の間の勤務箇所を含む。以下この号及び次号において同じ。）の通勤圏（規則第3条関係第1項の規定の例に準じて算定した当該官署から住宅までの距離が60キロメートル未満の範囲をいう。以下この号及び次号において同じ。）内に所在する住宅又は職員が当

以下この号及び次号において同じ。)内に所在する住宅又は職員が当該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七・八 (略)

該官署に在勤していた間に居住していた住宅であって通勤圏内に所在しないものに限る。)を管理するため、当該住宅に転居すること。ただし、配偶者以外に当該住宅を管理する者がいない場合に限る。

七・八 (略)

以 上